

平成 21 年度佐賀県こどもUD作品コンクール実施要領

1. 目的

誰もが自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを進めていくためには、できるだけあらゆる人が利用しやすいように初めから考えてつくるという「ユニバーサルデザイン」の考え方で、まちづくりやものづくり、情報やサービス、意識づくりなどに取り組んでいくことが重要である。

そこで、県内の小・中・高等学校及び特別支援学校の小学・中学・高等部に在籍する児童・生徒を対象に、UDの「アイディア」や「ポスター・壁新聞」や「作文」を募集する「佐賀県こどもUD作品コンクール」を実施することにより、次世代の佐賀県を担う児童・生徒に対するUD教育を促進し、周囲の教員や保護者を巻き込んだUDの理解促進を図る。

2. 主催者

佐賀県と佐賀県教育委員会の共催とする。

コンクールに関する事務は、佐賀県地域福祉課が行うものとする。

3. 募集部門

アイディア作品の部、ポスター・壁新聞の部、作文の部の3部門とする。

(1) アイディア作品の部

～きみの考えたUDグッズを描いてみよう・作ってみよう～

【募集内容】

日ごろみんなが使うもので、こんな工夫をすると「みんながもっと使いやすくなる」、「もっとたくさんの方が使えるようになる」といったユニバーサルデザインのアイディアを、イラストや工作などで分かりやすく表現したもの

【形式】

イラスト...A1～A3程度の画用紙、模造紙など

工 作...3辺の合計が100cm以下のもの

(2) ポスター・壁新聞の部 ～きみの絵でUDを広めよう～

【募集内容】

ユニバーサルデザインの実現した社会の様子や考え方を分かりやすく表現したポスターや、身の周りの建物や製品、サービスなどに関して、使いやすく工夫されたところや使いにくいところなど、インタビューや調べ学

習などを通して分かったこと・感じたことなどをまとめた壁新聞など、「できるだけすべての人が使いやすい」というユニバーサルデザインの考え方を、分かりやすく表現したもの。

【形式】

A1～A3程度の画用紙、模造紙など

(3) 作文の部 ～きみ達の暮らしとUDについて考えてみよう～

【募集内容】

身の周りの「まち」や「もの」「情報・サービス」「意識・こころ」とユニバーサルデザインについて、体験や経験を通して気づいたことや、考え・想いなどを文章で表現したもの

【形式】

400字詰原稿用紙 2～3枚程度

4. 募集期間

平成21年9月1日(火)～12月28日(月) 当日必着とする

5. 応募要領

(1) 応募資格

県内の小・中・高等学校及び特別支援学校の小学・中・高等学部に在籍する児童・生徒。なお、応募は、個人単位・グループ単位いずれでも可能とする。

(2) 応募方法

学校からの提出とする。

作品ごとに「応募用紙(様式1)」を添付するものとする。

また、学校ごとに「応募状況報告書(様式2)」を添付するものとする。

(3) 提出先

佐賀県健康福祉本部地域福祉課

6. 選考方法

県地域福祉課、教育委員会、工業技術センター等から審査員を選出し、選考会を開催する(1月頃を予定)。

なお、応募作品数が多く、選考会での選出に困難を生じると思われる場合は、事前に事務局で優秀作品を絞り込み、選考会で最終審査を行うものとする

7. 表彰について

- (1) 表彰区分 ア 大賞（知事賞） 各部門から3点（小中高各1点）
 イ 優秀賞 各部門から3点（小中高各2点）
 ウ 学校賞 小中高等学校から各1校
- (2) 表彰方法 賞状・記念品 学校賞は賞状のみ
- (3) 表彰実施 さがUDフェスタ（仮称）において表彰（3月頃）

7. その他

- (1) 応募作品は基本的に返却しない。応募者が特に返却を希望する場合は、応募時に申請し、地域福祉課まで取りにくるものとする（郵送対応はしない）
- (2) 応募作品は展示、公表等を行うものとする。
- (3) 受賞作品は、作者や作品内容を公開し、印刷物・ホームページ等にも掲載するものとする。
- (4) 作品は未発表のものに限る。また、アイデア作品部門においては、既に製品化されているものについては除外する。
- (5) 応募作品に関する知的財産権について希望する場合は、応募者自身で権利保護等の手続きをするものとする。
- (6) 第三者からの権利侵害等の苦情についてはすべて応募者の責任とする。